

## 教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ（たたき台）について

### 【審議のまとめ】で取り上げている内容

#### 「教科横断的な資質・能力の育成」

p.7

○ 新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。

p.11

(1) 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施

① 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施

○ 3.(1)で述べたとおり、国際的な比較によれば、我が国の児童生徒は言語能力や情報活用能力に課題が見られるとされている。新学習指導要領では、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、その育成のため、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。

### 【意見】

教科等横断的な資質・能力の解釈

「教科等横断的な資質・能力の育成」については、2つの側面があり、どちらに比重を置くかでカリキュラム・マネジメントの考え方にも違いが出てきます。

新学習指導要領には、「教科等横断的な資質・能力」について、二つの内容が示されています。

一つは、「第1章総則第2の2」にある「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を根拠として、教育課程全体を通して汎用的な資質・能力を育成するという考え方です。この汎用的な資質・能力の例として、学習指導要領には、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力が挙げられております。そして各学校においては、これらの資質・能力の育成を目指して教育課程を編成すべきことが明示されています。

もう一つは、「第1章総則第2の3の(3)のエ」にある合科的・関連的な指導を根拠にした考え方であり、学習指導要領解説総則編には「教育課程全体を見渡して教科等間の連携を図った指導を行い、教科等横断的な指導を推進していくための具体的な工夫として、合科的・関連的な指導を進める」と述べられております。

つまり前者は教育課程編成の視点であり、後者は学習指導の工夫の一つという位置づけになるでしょう。

どちらも大切にすべきことは言うまでもありませんが、その重みは、学習指導要領の「第2の2」と「第2の3の(3)のエ」という項目の立て方から見ても明らかだと思われまます。

先進校の事例などを見ますと、横軸に授業実施時期、縦軸に各教科を配置した年間単元配列表を各学年で作成し、年間で関連する内容やテーマについて線で結んで、「教科横断的な資質・能力の育成」を進めていると論じている例も散見されます。例えば、国語で環境問題の文章を読み、理科で環境問題を科学的な視点から考え、さらに、総合的な学習の時間に環境問題について考察するというような実践事例が、それに当たります。こうした工夫は児童生徒の興味・関心を高めるためには有効です。

しかしながら、内容やテーマを関連付けた教科等横断においては、育成すべき資質・能力はそれぞれの教科の内容にとどまってしまうがちなので、本来的な意味での「教科等横断的な資質・能力の育成」という点では、不十分と言わざるを得ないと考えます。

「教科等横断的な視点」で教育課程を編成する際にもっとも大切なのは教科学習のみでは育成することのできない「汎用的な資質・能力」の育成である

ということを明記することが重要かと考えます。

## 「学習評価」について

「学習評価」については、この「審議のまとめ」の中では、全く触れられておりません。

現在、小学校と中学校での最大の関心事は、新学習指導要領における学習評価についてです。先生方は、文部科学省や国立教育政策研究所教育課程センターから出されている学習評価について、かなり熱心に勉強をされています。

また、研修としても、学習評価に関するものが非常に多くなっております。

今回の学習指導要領改訂に伴う学習評価における観点別学習状況の評価は、学校現場において、非常に分かりにくいものとなっています。

言い方を変えれば、学習評価が行えない状況も生まれようとしています。

<上記に関する原因>

目標準拠評価における観点別学習状況の評価の評価の観点は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点です。

このうち「知識・技能」と「思考・判断・表現」に関しては、各教科の学習指導要領の指導「事項」から、国立教育政策研究所教育課程センター「学習評価の参考資料」に示されている「内容のまとまりごとの評価規準」を基にして作成することは理解されています。

問題は、「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の作成です。

「学習評価の参考資料」では、各教科において「主体的に学習に取り組む態度」の作成の仕方が異なっており、中学校は教科担任制です。そのため、特に、小学校においては、担任が10教科の授業を行うために、「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の作成に困難を来している状況が生まれてきております。

学習指導要領に示されている内容は、学習の入り口であり、それに対して学習評価は、出口として、児童生徒に資質・能力が如何に身についたかを見るものです。教育課程の実施と学習評価とは、表裏一体のものであると考えます。

学習指導要領「第1章総則」においても「第3」教育課程の実施と学習評価」として示されています。さらに、学習指導要領「解説 総則編」において示されているカリキュラム・マネジメントにおいても「何が身に付いたか」(学習評価の充実)を求めています。

この「審議のまとめ」においても、学習評価について、教育課程を考える機関である教育課程部会として、取り上げる必要があると思います。

## 「中教審答申案の作成に向けた骨子（案）」について

### 【不登校児童生徒への対応】について

p.31

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

#### ①不登校児童生徒への対応

○ 小中学校における不登校児童生徒数は平成 24 (2012) 年度以降増加の一途を辿っており、平成 30 (2018) 年度には 164,528 人、このうち 90 日以上欠席している児童生徒数は 95,635 人と不登校児童生徒数の約 6 割を占めるに至っている。

○ また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要である。

新型コロナウイルスの影響によって、小学校や中学校では分散登校が行われました。そこでは、先生方は同じ授業を二回行うなどの負担を強いられました。しかし、分散登校を行うことで、先生方の日常の教育活動にゆとりが生まれ、児童生徒にきめ細かな、かつ、児童生徒一人一人にあった個別最適化された授業が行われたと言われております。

さらに、それまで不登校であった児童生徒が、学校に通えるようになったことも多く報告されています。

今回の新型コロナウイルスによって、日本の学校教育は、メディア等では、世界的に遅れていると言われました。ICT 教育や 9 月入学の問題として、それらが顕在化されました。

しかし、児童生徒の一学級当たりの規模については、あまり論じられませんでした。既に、これまで OECD も指摘しているように、世界の学校教育の規模から日本の学校のクラスサイズは、遅れていると思われま

学校が再開された後、平常授業に戻り、元のクラスサイズになったら、分散登校中に学校に通えていた児童生徒が、また、不登校になったという事例も多く聞いております。

不登校児童生徒への対応を図るには、クラスサイズを小さくすることで、かなりのところが解決する事例が、今回の分散登校によって証明されました。一刻も早いクラスサイズの改訂が望まれます。